

議案第10号～第25号

令和2年2月19日

# 令和2年2月定例議会議案

鈴 鹿 市

## 議 案 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市行政組織条例の一部改正について……………	1
議案第 11 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	3
議案第 12 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について……………	5
議案第 13 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について……………	7
議案第 14 号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について……………	9
議案第 15 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	12
議案第 16 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	14
議案第 17 号	鈴鹿市立公民館条例の一部改正について……………	22
議案第 18 号	鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について……………	24
議案第 19 号	鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について……………	27
議案第 20 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	30
議案第 21 号	鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について……………	32
議案第 22 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………	35
議案第 23 号	日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について……………	37
議案第 24 号	市道の認定について……………	39
議案第 25 号	市道の廃止について……………	42

鈴鹿市行政組織条例の一部改正について

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市牧田地区市民センターの位置を変更するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

( 別 紙 )

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

鈴鹿市行政組織条例（平成 8 年鈴鹿市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表鈴鹿市牧田地区市民センターの項中「鈴鹿市弓削二丁目 6 番 3 0 号」を「鈴鹿市平田東町 4 番 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

鈴鹿市印鑑条例の一部改正について  
鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の登録資格を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項中「前項」を「市長は、前項」に、「申請がなかったものとみなす」を「印鑑を登録しないものとする」に改める。

第5条第2項中「印鑑登録の申請を受理しない」を「当該印鑑を登録しない」に改め、同項ただし書中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓の取扱いを定める等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鈴鹿市職員のサービスの宣誓に関する条例

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「任命権者」を「任命権者」に改める。

別記を削り、附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

印

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、給料を支給される職員に係る補償基礎額の規定を整備するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第14号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の  
実費弁償に関する条例の一部改正について

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費  
弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の  
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

非常勤の特別職である委員の報酬の額及び出頭人等の実費弁償の額を改定するに  
ついて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の  
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市  
条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第10号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表第11号中「  
8,800円」を「8,900円（地方公務員法第8条第2項第1号から第3号ま  
でに掲げる事務を行う場合にあつては、日額15,000円）」に改め、同表中第  
29号を第30号とし、第28号を第29号とし、同表第27号中「第19号」を  
「第20号」に、「8,800円」を「8,900円」に改め、同号を同表第28  
号とし、同表中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号を第  
25号とし、第23号の次に次のように加える。

(24) 鈴鹿市行政不服審査会委員	日額15,000円
-------------------	-----------

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第23号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する  
条例別表及び第2条の規定による改正後の鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例  
第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に支給し、又は弁償すべき  
事由が生じた報酬及び実費について適用し、同日前に支給し、又は弁償すべき事由

が生じた報酬及び費用については，なお従前の例による。

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

等級別基準職務表の基準となる職務を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

「部長の職務

別表第 3 行政職の部 8 級の項中 消防長の職務 を「部長の職務」  
委員会等の事務局の長の職務」

に改め、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日に地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 1 項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局の長の職にある者で、この条例の施行の日以後に引き続いてその職にあるものに対する改正後の別表第 3 の規定の適用については、なお従前の例による。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に関し所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第7の1の項中「住戸部分及び複合建築物全体」を「住戸の部分及び複合建築物全体」に、

複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、1の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(ア) 1の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた1の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた1の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた1の項の非住宅建築物の手数料の金額

を

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、1の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額

(ア) 1の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた1の項の非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算し

た額

- (ア) 住戸部分の総戸数に応じた1の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
  - (イ) 共用部分の床面積に応じた1の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額
  - (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた1の項の非住宅建築物の手数料の金額
- (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額

に、「住戸部分の認定申請」を「住戸の部分の認定申請」に改め、同表の2の項中「住戸部分及び複合建築物全体」を「住戸の部分及び複合建築物全体」に、

複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、2の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (ア) 2の項の一戸建ての住宅の手数料の金額
- (イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の項の非住宅建築物の手数料の金額

を

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、2の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額
  - (ア) 2の項の一戸建ての住宅の手数料の金額
  - (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の項の非住宅建築物の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額

- |   |
|---|
| (ア) 住戸部分の総戸数に応じた2の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額<br>(イ) 共用部分の床面積に応じた2の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額<br>(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の項の非住宅建築物の手数料の金額<br>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額 |
|---|

に、「住戸部分の認定申請」を「住戸の部分の認定申請」に改め、同表備考1から備考7までを次のように改める。

#### 備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
  - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 6 この表において「複合建築物」とは、住戸の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 7 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。

別表第8の4の項中「住戸部分及び複合建築物全体」を「住戸の部分及び複合建築物全体」に、

複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、4の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(ア) 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた4の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた4の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額

を

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、4の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額

(ア) 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額

(ア) 住戸部分の総戸数に応じた4の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(イ) 共用部分の床面積に応じた4の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額

に、「住戸部分の認定申請」を「住戸の部分の認定申請」に改め、同表の5の項中「

住戸部分及び複合建築物全体」を「住戸の部分及び複合建築物全体」に、

複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、5の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(ア) 5の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた5の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた5の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた5の項の非住宅建築物の手数料の金額

を

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、5の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額

(ア) 5の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた5の項の非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額

(ア) 住戸部分の総戸数に応じた5の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(イ) 共用部分の床面積に応じた5の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた5の項の非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額

に、「住戸部分の認定申請」を「住戸の部分の認定申請」に改め、同表の6の項中「住戸部分及び複合建築物全体」を「住戸の部分及び複合建築物全体」に、

複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、6の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(ア) 6の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた6の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた6の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額

を

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、6の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額

(ア) 6の項の一戸建ての住宅の手数料の金額

(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額

(ア) 住戸部分の総戸数に応じた6の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(イ) 共用部分の床面積に応じた6の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額

に、「住戸部分の認定申請」を「住戸の部分の認定申請」に改め、同表備考6から備考11までを次のように改める。

6 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住

宅以外の住宅をいう。

7 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

8 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

9 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

10 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。

11 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。

別表第8備考14中「手数料の金額の合計額」を「場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同表備考14第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市立公民館条例の一部改正について

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市立牧田公民館の位置を変更するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立公民館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鈴鹿市立牧田公民館の項中「鈴鹿市弓削二丁目6番30号」を「鈴鹿市平田東町4番11号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月15日から施行する。

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について  
鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

提案理由

民法の一部改正に伴い、改良住宅の入居手続等を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（昭和51年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「5日」を「7日」に改め、同項第1号中「保証人」を「連帯保証人」に、「請書」を「契約書」に改め、同条第3項中「請書」を「契約書」に、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「立退き又は明渡した」を「立ち退き、又は明け渡した」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第17条第3項中「明渡す」を「明け渡す」に改める。

第18条中「明渡そう」を「明け渡そう」に、「5日」を「7日」に、「届出て」を「届け出て、」に改める。

第19条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条及び第12条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居を決定した者について適用し、同日前に入居を決定した者（以下「既存入居者」という。）については、なお従前の例によ

る。

- 3 前項の規定にかかわらず，既存入居者について，施行日以後に鈴鹿市小集落改良住宅条例第8条の規定により市長が入居の承継を承認する場合は，この限りでない。

鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市立西条保育所の位置の変更並びに一時預かり事業及び病後児保育事業の実施に係る所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立保育所設置条例（昭和35年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号）」を「昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項」に改め、「幼児」の次に「その他の児童」を加え、「日々保護者の下から通わせて」を削り、「保育所」を「、保育所」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第5条を次のように改める。

（一時預かり事業の実施等）

第5条 市は、規則で定める保育所において、本市に住所を有する幼児等（法第6条の3第7項に規定する乳児又は幼児をいう。次項において同じ。）について、一時預かり事業（法第6条の3第7項の一時預かり事業をいう。次項において同じ。）を行う。

2 市長は、一時預かり事業を利用した幼児等の保護者から当該事業の実施に要する費用として利用した日1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 3歳未満の幼児等 2,000円

(2) 3歳以上の幼児等 1,500円

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（病後児保育事業の実施等）

第6条 市は、規則で定める保育所において、病後児保育事業（次の各号のいずれかに該当する児童であって、本市に住所を有し、かつ、疾病にかかっているもの（回復期にあるものに限る。次項において「病後児」という。）について保育を行う事

業をいう。次項において同じ。)を行う。

(1) 保育を必要とする乳児・幼児であって生後6か月以上のもの

(2) 小学校に就学している児童であって保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難なもの

2 市長は、病後児保育事業を利用した病後児の保護者から当該事業の実施に要する費用として保育を受けた日1日につき2,000円を徴収する。

(保育料及び利用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条第1項の規定により徴収する保育料又は第5条第1項若しくは前条第1項の規定により徴収する利用料を軽減し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

名称	位置
鈴鹿市立牧田保育所	鈴鹿市大池二丁目2番2号
鈴鹿市立白子保育所	鈴鹿市北江島町5番30号
鈴鹿市立神戸保育所	鈴鹿市神戸四丁目4番40号
鈴鹿市立玉垣保育所	鈴鹿市東玉垣町1386番地の1
鈴鹿市立合川保育所	鈴鹿市三宅町1749番地
鈴鹿市立河曲保育所	鈴鹿市十宮町283番地
鈴鹿市立算所保育所	鈴鹿市算所五丁目17番1号
鈴鹿市立深伊沢保育所	鈴鹿市深溝町352番地
鈴鹿市立西条保育所	鈴鹿市西条八丁目19番地の1
鈴鹿市立一ノ宮保育所	鈴鹿市一ノ宮町500番地の45

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課限度額、介護納付金賦課限度額及び減額の基準を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「61万円」を「63万円」に改める。

第31条中「16万円」を「17万円」に改める。

第35条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第17条、第31条及び第35条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

民法の一部改正に伴い、市営住宅の入居手続等を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号及び第4項中「請書」を「契約書」に改める。

第14条第1項中「次条第3項」を「次条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項ただし書中「，入居者」を「，入居者（次条第3項の規定により収入を把握した者を除く。）」に、「請求を」を「報告の請求を」に、「市営住宅の入居者」を「当該入居者」に改める。

第15条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「申告」の次に「又は前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

第19条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第30条第1項及び第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第41条第1項中「5日」を「7日」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第56条第4号中「前3号に該当する」を「前各号に掲げる場合の」に改め、同号

を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条及び第19条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居を決定した者について適用し、同日前に入居を決定した者（以下「既存入居者」という。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、既存入居者について、施行日以後に、鈴鹿市市営住宅条例（以下「条例」という。）第4条第7号若しくは第8号の規定により市長が公募を行わず市営住宅に入居させる場合、条例第13条第1項の規定により市長が入居の承継を承認する場合又は当該既存入居者が新たな連帯保証人を立てようとする場合は、この限りでない。

議案第 22 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

企業職員の住居手当の支給基準を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の2各号中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が指定する職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）新条例第6条の2各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から新条例第6条の2の規定により支給される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

議案第23号

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

( 別 紙 )

提案理由

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例（昭和27年鈴鹿市条例第2号）
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年鈴鹿市条例第1号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の規定により行われた懲戒免除及び債務の免除並びに廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた懲戒免除及び債務の免除については、これらの条例の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

市道の認定について  
次の路線を市道に認定する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
083428	道伯五丁目 428 号線	道伯五丁目	道伯五丁目	31.0
		道伯五丁目		6.0～13.0
093428	十宮四丁目 428 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	44.8
		十宮四丁目		6.0～13.0
103555	高岡台三丁目 555 号線	高岡台三丁目	高岡台三丁目	146.6
		高岡台三丁目		6.0～13.6
103556	高岡台三丁目 556 号線	高岡台三丁目	高岡台三丁目	147.6
		高岡台三丁目		6.0～12.8
103557	高岡台三丁目 557 号線	高岡台三丁目	高岡台三丁目	111.5
		高岡台三丁目		6.0～12.0
103558	高岡台三丁目 558 号線	高岡台三丁目	高岡台三丁目	194.4
		高岡台三丁目		6.0～13.6
103559	高岡台三丁目 559 号線	高岡台三丁目	高岡台三丁目	30.4
		高岡台三丁目		4.0～ 4.0
143136	神戸七丁目 136 号線	神戸七丁目	神戸七丁目	59.5
		神戸七丁目		6.0～13.0
143137	神戸七丁目 137 号線	神戸七丁目	神戸七丁目	59.8
		神戸七丁目		4.0～ 6.0
153493	東磯山四丁目 493 号線	東磯山四丁目	東磯山四丁目	58.0
		東磯山四丁目		6.0～ 6.0
203173	大久保 173 号線	大久保町字金場	大久保町	343.6
		大久保町字地藏久保		3.2～ 4.8
203174	大久保 174 号線	大久保町字地藏久保	大久保町	90.4
		大久保町字地藏久保		2.0～ 2.2
203175	山本 175 号線	山本町字茱萸木沢	山本町	120.2
		山本町字ダズ林野		1.8～ 4.6

203176	山本 176 号線	山本町字折子	山本町	71.9
		山本町字折子		4.5~10.4

市道の廃止について  
次の路線を廃止する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
203064	山本64号線	山本町字折子	山本町	209.8
		山本町字折子		2.1～10.4
203077	大久保77号線	大久保町字折子	大久保町	677.3
		山本町字北今辻		2.0～ 5.5
203078	山本78号線	山本町字北今辻	山本町	145.6
		山本町字北今辻		2.7～ 7.0
203082	大久保82号線	大久保町字地藏久保	山本町	477.0
		山本町字茱萸木沢		2.0～ 7.2